新宿区教育委員会会議録

平成十六年第十回定例会

平 成 十 六 年 十 月 八 日新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会《平成十六年第十回定例会》

日時 平成十六年十月八日(金) 新宿区役所六階第四委員会室

出 席 者

新宿区教育委員会

員 員 員 教 育

説明のため出席した者

長 育 策 長 環 整 課 涯 学 習 財 団 担 当 課

記

理係主査 策 政

富士雄 木 美 紀 子 洋

鹿 吉 田 木下川

田 濵 幸 木 村 純 羽

小 野 寺 次

久 澄 志 昌 広 鉄 次 郎

《議事日程》

議案

日程第 一 議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

日程第 二 議案第 六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

日程第 三 議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第 四 議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

日程第 五 議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長

に臨時代理を指示する件

日程第 六 議案第六十四号 心身障害学級(情緒・通級指導学級)の小学校増設に伴う天神幼稚園舎

の有効活用について

報 告

- 一平成十七年度新宿区立小学校の申込状況及び抽選の実施について
- 二 平成十七年度学校給食調理業務の民間委託について
- 三 平成十七年度新宿区立幼稚園の園児募集について
- 四四谷地区三小学校統合協議会について

五 その他

《配付資料》

一 新宿区立小学校九月学校公開実績報告

会

木島委員長

それでは、ただいまから平成十六年新宿区教育委員会第十回定例会を開会いたします。 本日の会議には内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。 本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案

議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

それでは、議事に入ります。「日程第一 議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施 行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第五十九号の説明を教育政策課長からお願いお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして御説明いたします。概要と新旧対照表により御説明いたします。概要でございますが、新宿区奨学生選考審査会の組織について、委員の数を厳選し、効率的な運営を図るため、この規則を改正するものでございます。

提案理由でございますが、新宿区奨学生選考審査会の組織について、委員の数を厳選し、審査会の効率的な運営を図ることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。 施行日は公布の日でございます。 木島委員長

教育政策課長 木島委員長

櫻井委員

教育政策課長

木島委員長

木島委員長

議 案 •

議案第六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

木島委員長

次 に 、 「 日 程 第 二 議 案 第 六 十 号 新 宿 区 幼 稚 園 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第六十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第二 議案第六十号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行 規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたしたいと 思います。

現 在 、 新 宿 区 に お き ま し て は 、 職 員 の 庶 務 事 務 で ご ざ い ま す け れ ど も 、 出 勤 の 確 認 、 こ

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

そうしますと、これは委員の数を厳選して二名削減するということですね。

合計三名削減するということでございます。

そうですか。はい。

よろしいですか。

[異議なしの発言]

ほかに何か御質問がございますでしょうか。

質問というわけではないんですが、結局、人数が多過ぎるからということではなくて、 経済的な問題なんでしょうか。そうすると、そんなにお金がかかっているんですか。

この審査会の委員につきましては職務で行っておりますので、それについてはお金はか からないところでございますが、何分先ほど理由で申しましたように、審査の基準の中に 経済的状況と成績基準がございまして、それがほとんどでございますので、それについて 数字を見比べてまず判断するということがございます。その中で、いわゆる基準がほとん ど同様の部分について、ではどうするかということでございますので、実態としては、こ れほど人数がいなくても厳正に審査できるというものでございまして、特に中学校長の場 合の五名ということは、来年度から十一校ですので、半分近くになりますので、そこまで は必要ないのではないかという判断でございます。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十九号 新宿区奨学資金貸付条例施行規

議案第五十九号は原案のとおり決定いたしました。

教育政策課長

れは出勤簿ということでございますが、それから扶養親族の届出、住居の届出、また超過勤務命令とか、休暇等の申請につきまして、これまで所定の用紙または書面で申請・申出がされてきたところでございますけれども、十一月一日から電子計算機を利用して新宿区における職員の勤務単位等の事務処理を行う庶務事務システムというものが構成されております。そのために規定の整備をするというものでございます。それでは、概要により御説明いたします。

幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行う。また、給料の支給日の規定について区職員の支給日の規定に合わる改正も行うものでございます。

改正内容でございますが、(一)給与の口座振替の申出、扶養親族の届出及び給与減額 免除の承認につきまして、庶務事務システムにより所要事項を入力する方法によって行う ことといたします。また、これにより難い場合は、書面により行うことができることとい たします。それぞれ新旧対照表がございますが、今言った項目でそういう形で規定を整備 されているというものでございます。

(二)でございます。超過勤務手当の支給は、庶務事務システム記録された事項又は超過勤務等命令簿、これは書面でございます、に記載された事項に基づき行うこととするというものでございます。

それから、扶養親族届様式についてでございますが、所属の決定関与欄を削る等様式を整備するものでございまして、これはちょっと様式をごらんいただきたいを思れるのますが、このうち現行についたれれていますが、ら持ち上げまして決裁いたしまして教育長が認定するという形にないののましいののましてはいまりますと、直ちに職員課の方に届いてしまうとになりませいので、新しい改正案の様式にしたものでございますが、記定するというもとには、教育委員課のおいます。これにつきましては、教育委員課のおいは、総務部職員課長が認定するというものでございます。これによっては、教育委員手担当が行うという規定がございますので、それに基づきましてこういう届出書の改定をしたというものでございます。

(四)でございます。これにつきましては、給与の支給日でございますけれども、現行の規定では、これはちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、一枚目、第

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要がある。また、給料の支給日の規定について、区職員の支給日の規定に合わせることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、庶務事務システムの変更に伴ってということだと思うんですが、何か御質問は ございますか。よろしいですね。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十号、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第六十号は原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

木島委員長

議案・

議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長 次に、「日程第三 議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の

一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第六十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第三 議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたします。 これにつきましても、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行うというも

プムに所要事項をバカするカムによりで行うとことするため、所要 のでございます。 - カエカ窓でございままが、休日の実体の日世について、原則にし

改正内容でございますが、住居の実情の届出について、原則として、庶務事務システムについて所要事項を入力する方法によって行うこととし、これにより難い場合は、住居届により行うことができることととするものでございます。

なお、住居届の様式につきましても、この際、所属の決定関与欄を削る等様式を整備したものでございまして、様式をちょっとごらんいただきたいと思います。改正案と現行の方でございますが、ここの真ん中のところですけれども、「世帯の構成状況」がございます。この右の方をずっといっていただきまして、「備考」の手当の支給の有無」というものがございます。これにつきましては、住居手当の支給について必要のないというものでございます。これは、特別区の職員であっても、配偶者が民間の会社員である場合には、そこで手当を支給されていても、こちらの方でも手当を支給するというものでございますので、これについては必要ない項目であるというものでございます。

それから、その左下でございますが、「費用負担状況」で「月額」と書いてございます。これについても、住居手当の支給には何ら関係ないというものでございまして、これも削除する。それから、その右側の「居住期間」については、所定の添付書類を一応御用意いただくことになっておりまして、住民票、契約書等によりましてこの期間は確定できるというものでございます。

なお、その下の確認するところでございますが、これまではそれぞれの所属の係員、ここで言えば係員、教頭、園長というもので所属が決裁していたわけですけれども、先ほどの第六十号議案と同様に必要ないということで、改正案のところを一枚戻ってごらんいただきますけれども、今回も確認する欄でございますが、ここも職員課長が確認するということになりましたので、こういう形で改正させていただくものでございます。

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

教育政策課長

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要があるタメでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも事務上の問題ですので、特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十一号 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

木島委員長

議案第六十一号は原案のとおり決定いたしました。

議案一

議 案 第 六 十 二 号 新 宿 区 幼 稚 園 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

木島委員長

次に、「日程第四 議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第六十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第四 議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。概要により御説明いたします。

これもこれまでの二件と同様に、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、週休日の割振り、振替、半日勤務時間の割振り、超過勤務命令、休日勤務命令、代休日勤務命令、休日の振替、ボランティア休暇の請求、介護休暇の申請、休暇等の申請について、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力する方法によって行うこととし、これにより難い場合は、書面により行うことができることとするものでございます。

施行日は平成十六年十一月一日でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の庶務事務について、原則として、庶務事務システムについて所要事項を入力する方法によって行うことに伴い、規定を整備する必要

があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明は終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも規則上の整備ということですので、特に問題はないと思います。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第六十二号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよるしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

木島委員長

議案第六十二号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議 案 第 六 十 三 号 新 宿 区 教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 に つ い て 新 宿 区 教 育 委 員 会 教 育 長 に 臨 時 代 理 を 指 示 す る 件

木島委員長

次に、「日程第五 議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題といたします。

では、議案第六十三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第五 議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」でございます。これにつきましては、条例改正及び条例の新設制定に伴って規則を改正または制定するものでございます。二件ございまして、一点が新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則、もう一点が新宿区立区外学習施設条例施行規則でございます。「議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」に基づいて御説明いたします。

下記の新宿区教育委員会の権限に属する事務については、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第二条第二号の規定に基づき、新宿区教育委員会教育長がこれを臨時に代理して行うことを指示するというものでございまして、なお、臨時に代理をしたときには、次の教育委員会の会議に報告するものでございます。

記でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定に基づき、次に掲げる新宿区教育委員会規則を制定すること。ただし、平成十六年第三回新宿区議会定例会に提案されている「新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び「新宿区立区外学習施設条例」が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布

した場合に限るというものでございます。

まず第一点について御説明いたします。新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を 改正する規則でございます。規則の内容でございますが、概要と両方同じことが書いてあ りますけれども、ごらんいただきたいと思います。規則の内容。新宿区職員の旅費に関す る条例の一部改正によりまして、任命権者が指定する旅行命令等は、任命権者が指定する 情 報 処 理 シ ス テ ム に よ っ て 行 う こ と と な る 。 こ の 任 免 権 者 が 指 定 す る 旅 行 命 令 等 及 び 情 報 処 理 シ ス テ ム を 規 則 で 定 め る も の で ご ざ い ま す 。 こ れ に つ き ま し て も 、 先 ほ ど か ら 御 提 案 申し上げていますものの中で、庶務事務システムを適用するものでございます。この場合、 旅費条例の中におきましてどの部分を庶務事務システムに適用するかということがござい まして、それについて任命権者が指定する旅行命令等に限るというものでございます。こ の 場 合 、 指 定 す る 旅 行 命 令 等 は 、 内 国 旅 行 (近 接 地 内 の 旅 行 で あ っ て 宿 泊 を 伴 わ な い も の に限る。)に係る旅行命令とするものでございます。それから、指定する事務処理システ ムにつきましては、庶務事務システムとするものでございます。なお、内国旅行でござい ま す け れ ど も 、 近 接 地 内 の 旅 行 で あ っ て 宿 泊 を 伴 わ な い も の と い う こ と で ご ざ い ま す 。 近 接 地 内 と 申 し ま す の は 、 例 え ば 新 宿 に 在 勤 庁 が あ る 場 合 に つ き ま し て は 、 特 別 区 の 区 域 の 全域と、それからほとんどの市、例えば八王子市、町田市、府中市などの市と、それから 神 奈 川 県 の 川 崎 、 横 浜 等 、 そ れ か ら 千 葉 県 に つ い て は 松 戸 市 と か 船 橋 市 、 そ れ か ら 埼 玉 県 につきましては和光市とか所沢、大宮、春日部というところの旅行につきましては、近接 地の旅行というものでございまして、宿泊を伴わないものについては内国旅行とするもの でございます。

次に、新宿区立区外学習施設条例施行規則について御説明いたします。これにつきましては、全部制定でございますので、一応全文を御説明したいと思いますので、条例施行規則の全文のものをちょっと御用意いただきたいと思います。

新宿区立区外学習施設条例施行規則、目次でございますが、第一章が総則、第二章が館山塩見臨海学園、第三章が女神湖高原学園、第四章が補則でございます。

第一章、総則でございますが、目的は、この規則は、新宿区立区外学習施設条例の施行について必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

定員につきましては、これは現行どおりでございますが、館山塩見臨海学園につきましては定員百二十人、女神湖高原学園の南棟につきましては四十人、北棟につきましては百九十六人でございます。

利用日数でございますが、六泊七日以内とするものでございます。これにつきましては、

これまでは三泊四日と決められてございました。

次に、第二章、館山塩見臨海学園でございます。

第四条につきましては、抽選及び利用の申請等でございます。区内在住・在勤及び登校者、また特に認めた団体につきましては、下にあります(一)四月二十五日から五月十日まで、(二)七月十五日から八月三十一日まで、(三)十二月二十日から翌年一月五日までを除く期間につきましては、利用開始日の二カ月前の当日から利用開始日の二日前までの期間内に教育委員会に申請するというものでございます。

また、この申請をしようとする場合には、申請の期間内において利用の予約を申し込む ことができるというものが二項にございます。

三項でございますが、次のページに移りますが、これにつきましては、ただいまの (一)、(二)、(三)で決められた期間については抽選をするというものでございます。 その場合、一つの抽選の申込につきましては三泊四日以内としまして、室数としまして一 日当たり五室以内とするというものでございます。

飛びまして七項でございますけれども、第五項による利用の申請が行われた後なお空き室がある場合には、利用開始日の二カ月前の同日から利用開始日の二日前の期間内に、利用申請書により委員会に申請することができるというものでございます。

九項でございますけれども、第四条第四号に掲げるものと申しますのは、新宿区であるとか、認められた生涯学習団体についてでございますが、その者たちが宿泊の利用をしようとするときは、利用開始日の六カ月前の同日から利用開始日の二日前までの期間内に申請をするものとするというものでございます。なお、一団体が申請をできる日数は三泊四日以内とし、一日につき二団体、合計十室を利用限度として申請を受け付けるものでございます。

十二項は休憩の利用でございます。

次の第五条は利用の承認等でございます。

第六条は事前の申出でございます。これは、身体障害者補助犬を同伴しようとするときなどには事前に申し出るものとするというものでございます。

第七条は利用承認の取消し及び変更でございます。

第八条は取消料でございます。条例第十二条第二項は、取消料の納付を定めてあるものでございます。(一)につきまして、利用者が宿泊の利用を行う日の二日前又は前日に取消しの申出を行ったときにつきましては、使用料の二分の一に相当する額を取消料とするものでございます。(二)は内容の変更でございます。(三)につきましては、利用を行

う日に取消しを行った場合には、使用料全額に相当する額というものでございます。 (四)は内容の変更でございます。(五)取消しの申出を行わずに宿泊しなかった場合に つきましては、使用料に相当する額を取消料とするものでございます。

第九条は使用料の減免でございます。条例第十四条の規定につきましては、使用料の減免ができるという規定でございます。(一)は、区又は区の行政委員会と共催する団体が生涯学習事業で利用するときは免除できるというものでございます。(二)につきましては、区が出資した団体が生涯学習で利用するときは五割減額できるというもので、(三)につきましては、小学校・中学校の児童・生徒を対象とする部活動で利用するときは五割減額できるというものでございます。(四)につきましては、生涯学習推進委員、体育指導委員等の会が自主的な研修を行うときも五割減額できるというものでございます。(五)については、その他必要と認める場合は免除又は五割減額というものでございます。第十条は使用料の返還でございます。

第十一条はその他の費用ということで、館山塩見臨海学園につきましては、使用料のほかに食事料を別に定めるというものでございます。

第十二条は遵守事項でございます。

第十三条は入場の制限等でございます。

第十四条は施設内における禁煙でございます。

第十五条は代表者による手続というものでございます。

第三章、女神湖高原学園について定めてございます。

第十六条は公募でございます。これは、条例第二十号第一項の規定では、指定管理者の 指定を受けようとする団体を公募するという規定でございます。公募するときは、次に掲 げる事項を明示するということで(一)~(九)まで掲げてございまして、女神湖高原学 園の概要、また団体の資格、管理業務の範囲等をあらかじめ示すというものでございます。 第十七条は申請でございます。これは添付書類でございます。事業計画書、収支計画書

第十七条は申請でございます。これは添付書類でございます。事業計画書、収支計画書 等、(八)までございます。

第十八条は申請団体の資格でございます。

第十九条は選定の結果の通知、第二十条は選定の取消しの通知、第二十一条は指定の通知でございます。

第二十二条は事業報告書の記載事項でございます。これは、条例第二十七条第二項第五号におきまして、事業計画書、例えば管理業務の実施状況とか利用状況、また収支に関連するものについては、事業報告書で報告するというものでございます。それ以外に、規則

で定める事項については、次の(一)と(二)、一つが利用に関するアンケートの集計結果も事業報告書と一緒に報告するというものでございます。

第二十三条は抽選及び利用の申請等でございます。これにつきましては、先ほどの館山塩見臨海学園の規定と同様でございますので、説明は省かせていただきますが、館山臨海学園の場合は教育委員会はということになっておりますけれども、ここにつきましては指定管理者制度を導入しておりますので、指定管理者がそれぞれ抽選及び申請を受け付けるというものでございます。それから、今の第二十三条の最後の十三項でございますが、これは館山塩見と異なるものでございまして、女神湖高原学園の附帯施設を利用しようとするものは、使用申請時以後に利用申請書により指定管理者に申請することができるというものでございます。

第二十四条は利用の承認等でございまして、これも指定管理者が承認するというものございます。

第二十五条は事前の申出、これも先ほどと同様でございます。

第二十六条が利用承認の取消し及び変更、第二十七条が取消料でございますが、これは 取消料の額が先ほどとは異なっております。利用を行う日の二日前に取消しの申出を行っ たときは、利用料金の四分の一に相当する額を取消料とするものでございます。(三)で ございますが、利用を行う日の前日に取消しの申出を行ったときは四分の三に相当する額、 (五)でございますが、利用を行う日に取消しの申出を行ったときは利用料金に相当する 額、(七)取消しの申出を行わずに宿泊の利用を行わなかったときは取消し前の利用料金 に相当する額という取消料でございます。

第二十八条、利用料金の減額でございます。これも、(一)につきましては五割減額、(二)につきましては二割五分の減額、(三)が二割五分減額、(四)が二割五分減額、(五)が五割減額又は二割五分の減額でございます。これには実は理由がございまして、指定管理者制度の女神湖高原学園につきましては利用料金制度をとっておりまして、食事料も含めて一泊二食ということで行っておりますので、食事代分、また材料費につきまして勘案をして、こういう形で減額幅、また取消料の額を決めたものでございます。

第二十九条は利用料金の返還でございます。

第三十条がその他の費用でございます。これは、一泊二食以外の飲食に係る料金その他 の費用は別に納めるというものでございます。

第三十一条が遵守事項、第三十二条が入場の制限等、第三十三条が施設内における禁煙、 第三十四条が代表者による手続というものでございます。 第四章、補則といたしまして、第三十五条、この規則に定めるもののほか必要な事項は、 教育長が別に定めるというものでございます。

なお、附則がございます。施行期日につきましては平成十七年四月一日から施行するものでございますが、平成十七年六月以降の使用の申込みについては受け付けないということで、この規定につきましては公布の日から施行するというものでございます。

二につきましては、教育委員会が生涯学習活動以外で特に必要と認めた使用目的に基づく校外施設の使用に関する規則は廃止するというものでございまして、新宿区立学校校外施設設置条例第三条第二項の規定に基づく校外施設の使用に関する規則の廃止でございます。

次は経過措置でございます。三でございますが、団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、それぞれ準備ができるというものでございます。

四でございますが、平成十七年四月分及び五月分の利用の申請は利用開始日の二日前まで随時受け付け、その利用承認は当該利用の申請の順序とするというものでございますが、 新宿区立学校校外施設設置条例第三条第二項の規定に基づく校的施設の使用に関する規則の一部改正でございますが、これにつきましては、次のように改正するものでございます。 附則に次の一項を加える。第三条第一項の規定にかかわらず、平成十七年六月分の使用に係る平成十七年三月二十五日から抽選申込みを開始する使用の申込みは受け付けないものとするものでございまして、この項目につきましては公布の日から施行するものでございます。と申しますのは、平成十七年六月からは新しい形で御利用いただくということで、抽選を行わないというものでございます。

申しわけありません。ちょっと議案につきまして誤植がございましたので、ただいまお時間をいただいて差しかえさせていただきたいと思います。議案のニページ目でございます。アイウエオとありますオのところでございますが、ここで抽選を行う利用期間がございます。その最後のところ、「十二月二十日~一月十日」とありますが、これは「一月五日」の誤りでございますので、ただいま差しかえさせていただきたいと思います。どうも申しわけございません。

以上で第六十三号議案の説明が終わりました。よろしく御審議をお願いいたします。 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。 非常に内容が多くて、説明が速くて、よく理解できないうちに。

木島委員長

以上で説明を終わります。

教育政策課長木島委員長

細かくて、ちょっと御説明不足で。

盛りだくさんで、中に利用方法、それと同時に使用料金、そして管理システムが、今度は指定管理者制度の導入というのが一緒くたになっているので、大変な量になっているわけですけれども、この文章の中で特に御質問があれば。

実際にこの二つの施設は、七月、八月を除きますと、どの程度の利用割合があるのですか。最盛期は七月、八月だろうと思いますけれども。はい、どうぞ。

教育指導課長

お尋ねの件でございますけれども、夏休み中は夏季施設として小学校が利用させていただいております。春秋に関しては、夏休みを除いたところでは、中学校一年生の移動施設、そして冬季になったときには中学校二年生のスキー移動教室という利用でございます。しかしながら、いわゆる区民の方の利用は、これまで御指摘させていただいたとおり、夏季を除けば、余りたくさんということではございません。

木島委員長

どうぞ御遠慮なく。せっかく手を挙げたのだから、一言。

冬のあそこのスキーでしょうね、 結構これは中学校二年を中心にして区内の中学校全部が行くんですか。

教育指導課長

お尋ねのとおり、すべての中学校が全員参加という形で、教育課程の中で実施させていただいております。

木島委員長態谷委員

何か御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

特に内容ではないんですけれども、これは新しく施設条例の施行規則を制定するということですね。こういう規則の制定の場合には、よく二度分けということをしますね。一度審議して、もう一回といった。ちょっと私もここの委員会でどういう扱いをしているかはよくわからないんですけれども、それは特に何かルールみたいなものはないんですか、審議の方向として。

教育政策課長

この規則につきましては、教育委員会の規則でございますので、教育委員会で審議して議決してそれが有効になるというものでございまして、条例につきましては区長に議会への提案権がございますので、それにつきましてはあらかじめ教育委員会の意見を聞いて条例提案するという形となっておりますので、その場合は、教育委員会でやって、また議会の方で審議するという形になります。

熊谷委員木島委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十三号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を原案のとおり決定し

てよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第六十三号は原案のとおり決定いたしました。

議案 一

木島委員長

教育政策課長

次に、「日程第六 議案第六十四号 心身障害学級(情緒・通級指導学級)の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を議題といたします。

では、議案第六十四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第六 議案第六十四号 心身障害学級(情緒・通級指導学級)の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を御説明いたします。一枚おめくりいただきまして、「心身障害学級の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」で御説明いたします。

この心身障害学級の小学校増設につきましては、前回の九月の教育委員会定例会におきまして、方針について御報告したところでございます。天神幼稚園舎はただいま休園中でございますが、これを教育目的として転用していくというものでございます。心身障害学級の区内小学校二校目として天神小学校に二学級規模の学級を増設する。学級設置については、休園中の天神幼稚園を廃園とし、同幼稚園舎を小学校施設として有効活用するというものでございます。

ーでございますが、天神幼稚園の廃園時期でございます。これは予定でございます。平成十七年三月三十一日でございます。

二、 廃 園 後 の 施 設 利 用 で ご ざ い ま す 。 天 神 小 学 校 の 施 設 と し て 情 緒 ・ 通 級 指 導 学 級 を 設 置 す る と い う も の で ご ざ い ま す 。

三、情緒・通級指導学級の設置時期でございます。これも予定でございますが、平成十七年四月一日でございます。

四につきましては、情緒・通級指導学級の概要でございますので、お読みいただければ と思います。

なお、参考といたしまして、天神幼稚園の廃園方針について、別紙のとおり添付してございます。この中に、天神幼稚園休園の経緯、また区立幼稚園の適正配置化計画、これにつきましては、小学校の適正配置といいますか、統廃合に連動いたしまして、幼稚園につ

きましても統廃合を行っていくという方針でございます。それから、天神小学校区域の幼児人口の増減についてでございます。地域の需要増があったとしても、近隣の区立幼稚園並びに私立幼稚園に空きがありますので、全体枠で十二分に吸収できると考えられるというものでございます。休園から廃園についてでございますが、天神幼稚園につきましてが、幼児数が爆発的にふえる理由は見当たらないということで、今後再開の見込みがないということでございます。それで、「二十一世紀の区立幼稚園ビジョン」の報告書におきましても、廃園を促進し有効活用を図るという方針を打ち出しておりますので、ここにつきまして適用するということでございます。なお、天神幼稚園の廃園につきましては、条例改正を第四回定例会、廃園手続は年度末に実施する予定ということで、参考でつけさせていただいております。

提案理由でございますが、天神小学校に心身障害学級(情緒・通級指導学級)を増設するにあたり、休園中の天神幼稚園を廃園し、施設の有効活用を図るためでございます。 よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

二学級規模と書いてありますけれども、一学級は大体何名ぐらいの予定ですか。

学級編制基準については、一学級十名になってございます。

いかがでしょう。

質問というより、休園の幼稚園が多くて、この前も御報告を受けたわけですから、覚えていなければいけないんですけれども、休園中の幼稚園というのはほかにもここに四園か五園ありますね。その中で天神幼稚園をというのは何でしたか。

ここの休園舎を利用した理由なんですけれども、独立園舎になっておりまして、非常に使い勝手がいいというところが一点。それから、通級学級ということなので、天神小郡はなく、そこの方も一部おられますが、ほかの学校から通って来られますので、天神幼稚園の学校の方の子どもさんの動線と、しっかりとその点については分かれた方が、学級運営がやりやすいという面もございます。それから、地域のバランスを考えますと、現在あるのは戸塚の第二小学校ということで、中央部の北部に位置してございますので、南部地域といいましょうか、そちらをカバーするといいましょうか、こちらにでスも考え、ここを考えたところでございます。

ほかに御意見、御質問がなければ。はい、どうぞ。

これもまた審議のあれなので、幼稚園を廃園するのといわゆる心身障害者用の学級の必

木島委員長

学校運営課長 木島委員長 櫻井委員

学校運営課長

木島委員長熊谷委員

要 性 と い う の は 必 ず し も 連 動 し て い な く て 、 幼 稚 園 が 廃 園 し よ う が 廃 園 し ま い が 、 新 宿 区 としてはそういう心身の情緒不安定とか障害者に対する対策というのはきちんと立てなく てはいけないというのはあるわけですね。そういう学級を早急につくらなくてはならない といったときに、どこにつくるかといったときに、たまたま廃園になった幼稚園につくる と。本来ならば、幼稚園も将来にわたっては必要なこともあるということを考えて休園に してあるわけですから、そのためにというのは、私は、それは非常におかしいなと感じる んです。それはそれできちんと休園してきたけれども、それでこの廃園方針というのもよ くわからないんですが、通常は廃園の理由ですね。廃園するというのは、こういう理由が あって、将来にわたってこの地域については必要がないと判断できたので、これについて は 廃 園 い た し ま す と い う 話 で あ っ て 、 そ れ と は 別 に 新 宿 区 と し て は 心 身 障 害 者 の 学 級 を 早 急に手当てしていかなければいけない。そのためには、場合によっては予算を要求して、 最もよいところに新しい施設をつくる。ところが、それもだめで、次善の策と見たときに この天神幼稚園。こういう論理でないと、通常は区民の人は納得しない。何か有効利用さ せるために地域の幼稚園を廃園にするのかと、このようにとられると思うんです。私はそ う 思 わ な い ん で す け れ ど も 、 通 常 は そ の よ う に と る の で 、 こ の 議 題 の 提 案 理 由 が 、 こ れ を 増 設 す る に 当 た り 休 園 中 の 天 神 幼 稚 園 を 廃 園 す る と い う の が 、 逆 に 言 う と 非 常 に 素 直 過 ぎ てしまっていて、それが教育委員としてはものすごく気になるんですけれども。

学校運営課長

ちょっと素直に出しておりますが、今委員がおっしゃられたように、私どもは、実を言うと、直接ここには書いてございませんが、過日になりますけれども、区立幼稚園の子どもさんがの報告もさせているかところは、この地域の学齢の子どもさん、うないの数を見てございます。また、この地域で申し上げますと、宣宮のゼロ歳児以降の数を見てございます。また、この地域需要を考えたときに、自己というにというで、今後もしてございますが、富久小学校内に学童クラブを使いたいうことでいまったは、またの富久幼稚園の方を復活ということで、今後もしもということさいまで、大きく建設ラッシュ等があって子どもさんがふえるということになっては全面的になくは考えないで、そのあたりの調整も考えているところは一つございます。

もう一点は、小学校が学校選択制度をしてございますので、本当を言えば、小学校施設の一部でございますので、この情緒・通級学級も小学校の施設として、校舎内の小学校の施設にできるのが一番よろしゅうございますけれども、そのあたりについては、今後の子

どもさんの数、これは選択によってふえたり減ったりということもございますので、その点についてはなかなか難しいことがございまして、一番いいのは、休園の園舎をどのうに使っていくか。これを休園のまま活用していくという時限限定的にやっていくのか、廃園にして、今後の情緒学級に通うお子さんの数の、これから減ることはないかなと私どもは思ってございまして、これについては過日御議論いただいてございますが、なるべく早いうちから手当てする必要性があるかなということで、幼稚園舎を活用したいということで、ここにはそこまで言外に含めたものがございませんので、合わせ技になって恐縮でございますけれども、そういう思いで提案してございます。

以上でございます。

合わせ技も、この日にちを見ると十六年十月六日と十月八日。これを順序を逆にすれば合わせ技でも日にちが合って、順番としてはいいんじゃないかと思うんです。片方は廃園にする方針、そしてさらに次にはそれを有効利用する方法という形の方がよろしいかと思います。

はい、どうぞ。

実は今回、本当は前回一緒にお話しさせていただければよかったのですが、前回は情緒学級を増設するという、その意義や設置の理由などを主にお話しさせていただいてございますが、今回はどちらかといいますと、来年度の当初にこの情緒・通級学級を設置するための手続ということで、これは国との協議が入ってまいります。そのときには、前回は報告という形でございましたが、これは事案ということで、教育委員会の決定をいただいて、国に協議するときに必要な手続でございますので、ちょっとまた月が重なったところでわけのわからない提案のように見えて大変恐縮でございますが、それが今回の場合には一つの理由になってございます。

よろしいですか。

別に事情とか内容については異議ないんですけれども、審議の経過として、誤解のないような方がベターかなということで、ちゃんとこの「天神幼稚園(休園中)の廃園方針について」という説明を見れば、どういう状況かというのはよくわかるんですけれども、情緒不安定の子どもたちをあれするために幼稚園を有効利用というのは何となく違うかなと。実は全く別な話ですね、次元の。だから、その辺を十分配慮していただきたいということだけなんです。

補 足 さ せ て い た だ き ま す 。 以 前 こ ち ら の 方 に も 第 四 次 の 実 施 計 画 を 中 間 の ま と め と い う こ と で 御 報 告 さ せ て い た だ い た こ と が ご ざ い ま す 。 そ れ で 、 こ れ は 中 間 の ま と め の 段 階 で

木島委員長

学校運営課長

木島委員長熊谷委員

学校運営課長

すので、最終的には来年の二月ぐらいに確定するわけでございますが、この中に、天神小学校内に情緒学級をつくりたいということで、中間の方向として出させていただいて、最終的にはこれは廃園するための条例を提案しなくてはいけませんので、そういったものにはこれは廃園するための条例を提案しなくてはいけませんので、そういったものにいては今後しっかりと出させていただくことになりますが、この段階で、本当を言ったらしっかりと手続の上では廃園という言葉も使った上での議案提案ということが筋なのかもわかりませんが、その点の提案の時期、それから他の実施計画との連動、調整を考えまして、少しここの頭のタイトルがわかりづらいところは大変恐縮でございます。しいては中身のところで整理させていただきたいということでございます。はい。

木島委員長櫻井委員

学校運営課長

木島委員長

木島委員長

参考のために伺うんですが、廃園にする条件というか、規定というのはあるんでしょうか。何年間休園中であったとか、見込みがどうかという。

直接廃園にするために何年間休園でないとだめということはございませんで、それは今後のそこの地域の学齢の子どもさんの需要等を含めて、教育財産でございますので、何に使うのが一番いいのか。この建物については、国からの補助金もいただいてございますので、区の方、教育委員会で勝手に転用はできないものですから、そういったところは慎重に議論させていただき、有効活用するには何がいいかという政策判断に基づくだけでございますので、休園期間中の年数が何年ということはございません。

そういうことですが、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第六十四号 心身障害学級(情緒・通級指導学級)の小学校増設に伴う天神幼稚園舎の有効活用について」を原案のとおり決定してよるしいでしょうか。

[異議なしの発言]

議案第六十四号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一平成十七年度新宿区立小学校の申込状況及び抽選の実施について

報告二 平成十七年度学校給食調理業務の民間委託について

報告三平成十七年度新宿区立幼稚園の園児募集について

報告四四谷地区三小学校統合協議会について

木島委員長

学校運営課長

次に、事務局からの報告を受けます。報告一から報告四について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

私の方から、報告一から報告三までまず説明させていただきます。

報告一でございますが、平成十七年度新宿区立小学校の今回選択していただいた申込状況及びこれから行います抽選の実施についてということで御報告いたします。

報告一を見ていただきたいと思いますが、この表の一番左端に各学校名を書いてございます。次のところ、受入可能数ということで、これは上限枠を決めてございましていっただくとクラスが出るという形になって分受入の形になっていただくとクラスが出るという形になってが入分、昨年度は二千四百四十ということで、日二十人分受政力の児童などので、カ月三十日現在の住民登録数に外国籍で御希望なった数字になってございますが、ここについては、籍で御希望なった五百九十八名ということで、「通学区域外のたちを選択された方という数でございます。三百五十一名で、昨年よりも十二名ふえてございます。これはイコールになります。三百五十一名で、昨年より十二名ふえているという実態になってございます。

次のページは、この申込状況に合わせまして、実際に受入可能数との絡みで、また今までの過去のデータ等から、今後転入者や転居者があることも想定して、確実なでございますが、このやり方は昨年度と同じいたは、今回は一律に抽選をさせてにだいます。それで、その基準を上回った場合については、今回は一律に抽選をさせてにだされて三校、市谷小、早稲田小、余丁町小となってございます。また、その抽選の方法につきましては、兄弟・姉妹関係につきましても今回は抽選の対象というございますが、兄姉が通学していただくという形になってございます。個別の学校の状況については、以下の(一)から(三)まででございます。

市谷小学校につきましては、表にもございますように、通学区域内の選択者の方が八十二名ということで、これが受入可能数のニクラスハ十名を超えてございますので、この段階では抽選ということで、この段階での当選枠ということは今の段階ではできない状況で

す。これにつきましては、私学の希望者も入ってございますので、一月の段階で私立の方に行かれる方もおられますので、その段階で補欠のところが繰り上がってくるだろうと考えてございます。現段階では、通学区域外の選択者が四十八名ございますので、ここについて補欠の順番を決めていくという形になってございます。

早稲田小学校については、基準については百十三ということを過去のデータから想定してざいますけれども、早稲田小から特に市谷小と余丁町小学校を選択された方が十六名ございます。この二校についても抽選ということでございまして、当選されずにまた、甲間山小学校に戻ってこられる方もございますので、その基準については百ということでで近ばいますので、兄姉が通学なされている方については、今回、この枠からいっても、連基準との差を考えますと、全員当選になり、入学できる状態がこの段階でつくれます。それ以外については、六名の方をこの段階で当選枠とし、残りの二十名の方について、一番から二十番の補欠番号をつけていくという形になります。

同じように余丁町小学校につきましても、兄弟関係については全員入学ができる。それ以外では、当選が五名、あとは二十番までの補欠番号をつけていくという形になってまいります。

それから、次の報告ニでございます。これにつきましては、次年度十七年度に学校給食の調理業務委託をする実施校についての方針ということで、今回決定をたださただいてございます。当該年度六校、小学校四校、中学校二校での発開始してございますが、七月の段階で各学校で運営協議会をやっていただいておりますが、非常に順調に良好にスタートしてございまして、評判は非常にいいという状況になます。それを受ける形ということになりましまうが、私どもとしまいけたは、全の学校につきまして給食調理員の方の退職補充という形の中で全校進めてまいりたいの学校につきまして給食調理員の方の退職があるという形の中で全校進めてまいけたいということで、次年度につきましては二校お願いしたいと思ってございます。実施校について、小学校は早稲田小学校、中学校は牛込第一中学校と考えてございます。

選定の考え方でございますが、これにつきましては、(一)から(三)ということで、十六年度実施と基本的な考え方は一緒でございます。 給食調理の職員の状況、それから栄養士の配置状況、これは一年以上在籍していることを条件にしてございます。 あと学校の規模ということで、なるべく大規模な学校からやっていきたいという発想で、 小学校につきましては早稲田小学校はすんなり決まってございます。 ちなみに、ここの学校につきま

しては、現在の生徒数が五百四十三名でございます。中学校につきましては二百三十九名でございます。中学校の場合には、次年度四校が二校統合がございますので、統合対象校につきましては、数がふえます。また、それの器具等がふえていくということで、調理現場に変更が来されますので、委託の対象からは今回外させていただいてございまして、それ以外の栄養士の配置状況ということで、牛込第一を選ばせていただいてございます。今後の予定につきましては、記載のとおりでございまして、各学校に通知をさせていただき、今後PTAの会合等で御説明してまいりたいと考えてございます。

次の報告でございます。報告三は、平成十七年度区立幼稚園の園児募集ということでございます。これについては変更点を中心にお話をさせていただきます。次年度、年度が一年ずつずれておりますので、その関係での一定の日付の差異はそのままでございます。定員、募集等も基本的に変わってございません。大体の募集時期等も同じでございます。

次のページの六の注意事項のところでございます。ここが若干変わってございます。前に当委員会の方でも学級編制方針ということで説明させていただいておりますので、詳しく内容は省かせていただきますが、それとの関連で追加で入れた記載事項ということで、六番の(三)幼保連携・一元化事業ということで、来年度は愛日、中町の部分、愛日幼稚園がその対象であるということで若干の説明をしてございます。また、十九年の四月についても、一定の通知ということで、四谷の統合小学校に対する関係で、幼保の関係で出てきます。それも若干触れさせていただいてございます。

(四)につきましては学級編制ということで、イの部分が変更になってございまして、抽選時に四十人以上の場合は二学級編制を可とするという内容と、ウの部分ですが、今申しましたように、ここの部分について幼保の一元化を実施するための園ということで、愛日幼稚園、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園について、その十二名という基準の対象から外すという形が、新しい規定内容でございます。

(五)につきましても、これも前回の御説明同様で、三歳児の抽選のときに落選した方について、翌年度ぜひその園に入りたいという方のための救済措置ということでこれを規定させていただいてございますので、そこの記載を明確にさせていただいているところでございます。

これにつきましては、主にこの募集案内は二十五園すべての園におきまして、十月十五日に各園でこの願書を配布していくという形になってございます。同じように、十月十五日号で広報にもかけるという形を予定してございます。

それから、本日机上に配付させていただいてございます、ちょっとかわいらしいA4横

それから、給食の提供もさせていただく予定でございますが、これについては、九月一日の段階で保育園児の四歳・五歳児の方が幼稚園舎に移った後でないと改修工事がスタートできないということで、これは前回もお話ししてございますが、給食室の改修工事が終わった後ということで、十二月から翌年一月あたりになろうかと思いますが、それ以降、給食も選択制ということで段階的にやっていきたいと考えてございます。

また、一番下の黒のダイヤのところでございますが、現在未就園児の遊び場の開放ということでもお部屋を活用させていただいてございますので、専用のスペースは十七年度中にはまだ確保できますが、十八年度中については専用スペースはございませんが、カリキュラムをつくる過程の中で、時間との関係もございますけれども、遊戯室とか園庭等を活用しながら交流事業といったものも含めて未就園児等の対応策も考えてまいりたいと考えてございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

はい、どうぞ。

私の方から、報告四の四谷地区三小学校統合協議会について御報告します。

九月十日の第九回の統合協議会と、十月六日に行われました協議会のことについて御報告申し上げます。

まず、お手元の資料を見ていただきますと、九回の統合協議会の次第が載っておりますが、このときに委員四人の入れかえがありました。その中で、四谷地区町会連合会の会長さんが鈴木さんから佐藤さんにかわりましたので、鈴木さんには統合協議会の会長もお願

木島委員長教育環境整備課長

いしておりましたので、今度は佐藤さんにお願いしたということでございます。

また、議事の方でございますが、「四谷小学校新校舎の設計の途中経過について」ということで、二枚おめくりいただきますと、「新宿区立四谷小学校並びに幼稚園及び保育園一元化施設ゾーニング比較検討案」という項目の資料が出てまいりますが、九月十日の段階で、この資料で、その目次にありますように、一、当初案、二、案一、三、案二、四、案三ということで、四つのゾーニングの案をお示しして、協議会委員の御意見を聞いたものでございます。

またページをめくっていただきますと、まずーページ目でございますが、当初案ということで「北・西側L型配置形式」となっておりますが、これは以前お示ししたイメージ図に基本的には従ったものでございます。その下に四つの図がございますが、左下が一階部分の図で、幼保一元化施設が西側にあって、学校の校舎が北側にあるという形で、その上が二階の図になっております。「アリーナ」体育館があって、右下が三階、その上が四階という図面でございます。

ニページをお開きください。案一でございますが、これは「北・東側L型配置形式」ということで、先ほどの当初案の幼保一元化施設を東側に持っていったというゾーニングの案でございます。この案の場合には、幼保一元化施設のすぐ右がマンションになっておりますので、近隣等との関係で余り好ましくないということがありました。

次の三ページでございますが、これは案二で「南側配置形式」でございます。これは、 校舎棟を南側に配置して、北側に校庭をとる。この案は、校庭の面積がかなり広くとれる、 また直線走路等もかなり長い七十メートルのものがとれるというメリットはありますが、 何といっても校庭が北側ということで日陰になってしまうという欠点がございます。

次の四ページでございます。これは案三「西側配置形式」ということで、校舎及び幼保一元化施設を西側にまとめてつくって、東側に校庭を持ってくるという案でございます。これは、そこにありますとおり、南が幼保一元化施設になって、その北が校舎になりますが、二階部分は小学校の校舎が全部を占め、三階、四階と小学校の校舎が占めるというものでございます。

以上の案をお示しして協議会で検討したところ、またその次のページを開いていただきますと、四谷地区の「統合協議会だより」というのがございますが、そこに書いてありますとおり、当初の案と今申しました西側に配置する案三のどちらかがいいのではないかという協議会の方の意見を踏まえまして、次回はどちらかに絞った基本設計案を示すということで、去る十月六日に基本設計案を示したところでございます。

本当はすぐ基本設計案の説明にいきたいんですが、次のページにありますのは、四谷地区小学校の基本計画ということで、設計の四つのコンセプトが書いてあるのですが、でのように当初幼保一元化施設ということを意識せずに小学校の部分でつくった四つの小学校の基本コンセプトですので、今後幼保施設との連携という柱を一本加えたいと考えております。次のページをめくっていただきますと、そこに今度は当初案というのと、下に案三といてございますが、協議会で当初案と案三「西側配置形式」の中で絞り込んでいくということで、当初案と案三をいろいるな視点から比較したのがそこの表でございます。数字の訂正がちょっとございますので、当初案の方の一番上の欄というか、計画必須条件の右から二つ目の床面積のところですが、そのの下、「学校五千二百三十平米」となっておりますが、「五千六百」の間違いですので、修正しておいてください。

そこにありますようなさまざまな視点から比較して、そこに から へ移行したりとか、赤字で書いてあるのが、少し改善した部分でございます。また、その下の三段目のところの「その後の意見調整事項」、これはいろいろな説明や、また学校とよく調整する中でな新たな評価軸で評価したものでございます。当初案と案三を比べた場合に、当初案が介定を向いている部分は、学校の普通教室が全室南向きになる、校庭を向いているとということのですが、ほかの面では案三がかなりすぐれている。案三の方もいろな修正をかけた中で、普通教室も、初めは全部が校庭に面していたわけではないんですが、設計図の上で修正を加えて、全普通教室が校庭に面していたわけるな修正を図りました。そういう中で、そこに比較するとおり、 等々の比較の中で案三の方が の数があるいということの中で、基本的には案三で基本設計の案をつくったのが最後の資料の図面でございます。

色刷りが少し薄くなって見にくくなっている部分があるのですが、そのように、まずー階のピンクの部分が幼保園ということになりまして、園庭も五百五十平米というこクラスいったりの広さをとり、また中庭を配置し、学校の方も、例えば二階部分で「CR」クラ面の図面の部分を全部校庭に面してとったといったところがございます。この内部の図面えている場合に関しては、まだ修正の余地がありますので、統合協議会の意見等々を踏まえて、よりいいものに改善しているとこでざいますので、新たの場合、より地域開放等々を視野に入れてやっているものでございますのでないの場合、より地域開放等々を視野に入れてやってには基本的に開放ゾーンでないでの場で塗ってある部分が普通教室等々なので、そこは基本的に開放ゾーンではいまります。

ただ、とはいっても、理科室等は薬品等々があってすぐには開放できないというところがありますので、その部分がちょっと色が見にくいですが、黄色等で示してあります。それは、今後学校との調整の中で、運営の中で調整していくというものでございます。

以上のようなところで、大枠このような西型配置案で、幼保一元化施設と学校施設とを一体として、両者がよりよい形でやっていけるような施設を目指して、夢のある施設を目指してやっていこうということで、基本的にこの基本設計案で了承されたというところでございます。

以上でございます。

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。特にありませんか。 はい、どうぞ。

通学区域内の児童数というのは、児童の絶対数というか、私学へ行くかもしれないお子さんも含めての子どもの数ですね。

はい、いいです。

それと、例えば市谷小学校は、兄弟がいても抽選をしなくてはいけないということなんですね。そうした場合、補欠の一番から九番とかありますけれども、補欠というのは、この前も聞いたかな、一番目に抽選ができるという順序であって、最初に抽選したからといって、当たるとは限らないですね。

そうすると、受付番号一番から九番までは、一応兄弟が行っているから、補欠順番の一番から九番までの抽選をする。兄弟が行っていない場合には、受付番号十番から四十八番

木島委員長

櫻井委員

学校運営課長櫻井委員

学校運営課長

木島委員長

次 櫻 次 未 長 員 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長 長 員 長

学校運営課長

木島委員長

櫻井委員

学校運営課長

木島委員長

教育環境

整備課長

まで、これまた補欠順番の番号がそのときの抽選で決まるということですね。

だから、その抽選の補欠順番に入れるんです。

そうすると、兄弟がいる人は、抽選で一番から九番までの補欠順番がもらえる。

ええ、その範囲の中で抽選するんです。

受付番号九番の人が補欠順番二番になるか、三番になるかは抽選ですね。なるほど。

いいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告二について御質疑のある方はどうぞ。

この民間委託というのは、非常に評判がよろしいということなわけですけれども、もっと一挙にふやすということは、財政上難しいんですか。はい、どうぞ。

これは、本当だったら、私どもも、他の区で非常に有効な手段で、非常に人気もあるということなんですが、実際に給食調理員の方がまだおられますので、その方の身分も保障しなくてはいけませんので、退職という機会を通じて、新採用をとらずに委託にかけていきたいという形でございます。

ほかにどなたか。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告三について御質疑のある方はどうぞ。

個人的な悩みを伺うようですけれども、給食なんですが、うちの小さいのがすごくアレルギーなんです。幼稚園や保育園などでもアレルギーに対する考慮までしていただけるのでしょうか。

これは、私ども小学校・中学校でもアレルギー対応をやってございます。当然、保育園の方も、そういったお子さんもおられますので、やっていただいていますので、こちらの該当の方でもそういった考慮は考えていきたいと思っております。

ほかに御質問がなければ、次に報告四について御質疑のある方はどうぞ。

これは、そうすると見取り図というんですか、それは今報告されたとおり、第三案で大体よさそうだということですか。いろいろと随分図面がかかれているので、大変だなと。 幾つかそういう図面を出して、皆さんで話し合って、それぞれの図面のいいところ、悪

ところを比較検討した中で、三案がすぐれているだろうということで、例えば幼保一元化施設と学校の施設が出会える中庭の確保ですとか、そのほかのいろいろな点を考慮して、三案がいいだろうということで、協議会の方も御了承いただいているという状況でございます。

木島委員長櫻井委員

教育環境

整備課長

櫻 井 委 員 木 島 委 員 長 教 育 環 境

整備課長

木島委員長

教育環境

整備課長

木島委員長

教育環境

整備課長

木島委員長

はい、どうぞ。

こういうのは、建設業者というんですか、ゼネコンというんですか、もう決まっている わけですか。

これは、設計業者さんは決まって、設計は行ってもらっておりますが、まだ建設は、来年度

の当初予算で建設予算を取りまして、それから建設業者さんは入札で決めるということで ございます。

この「統合協議会だより」というのは、どの範囲まで配っておられるんですか。 はい、どうぞ。

これは、統合の対象校であります旧四谷第一小学校と現在の四谷第三小学校、四谷第四小学

校の保護者、今は実際には第一小学校は第三小学校へ全部行っていますので、四谷第三小学校と四谷第四小学校の保護者の方には全員、また町会の関係の方にも、町会長さん等にお配りしております。そういうところで、四谷の出張所にも配っておりますから、四谷の関係はほぼ配っております。

つかぬことをお伺いしますけれども、この間大きな地震がありましたが、建物自身、小学校を新しく建てるとなると、地震の強度というのは大体どの辺を推定して、それに耐えるようにつくられているんですか。

これは、新耐震基準ということで、今ですと、いわゆる阪神・淡路の大震災等々、ああい

う地震にも耐えられるということで、あと小学校等は避難所としての機能も果たしますので、そういう意味でそういうかなりの規模の地震に耐えるようにつくってまいります。

この地図ですと、大体一階から屋上まではかいてありますけれども、こういうのは地下はつくらないんですか。はい、どうぞ。

それは、いろいろな意見がございまして、我々もいろいろ考えたのですが、一つは地下を つ

くる必要性というのがあります。何を地下に持っていくかということもありますが、あとは経費の問題。あと、これは十九年四月までに開校することが地域の皆さんとの統合協議会の合意でございますので、その工期の問題。このようなことから、今回の施設は基本的に地下部分はない施設でございます。

ですけれども、例えば地震などが起きたときの、そういうものを入れておくところとい

うのは、公共の施設というと、今さら新しくつくるところは不可能だと思うんです。そうすると、新しくつくるそういう学校とか、そういうところの地下というのは、今はお金がかかっても、地下室を大きくつくっておけば、例えば簡易トイレなどは非常に大きいので場所をとる。そういうこともやはり考慮しないといけないんじゃないかな。今さら区役所の中に簡易トイレを幾つ置けるかといったら、置けないだろうと思うんです。そこら辺もいかがかなと思って御質問したんですけれども。はい、どうぞ。

教育環境

整備課長

う のですが、備蓄倉庫というのがございまして、この図面にもちょこっと出っ張って、給食

そういういろいろなことまで考えれば、そういうことも検討しなくてはいけないとは思

のですが、 備蓄 倉庫 というのがございまして、 この図面にもちょこっと出っ張って、 給 食室の上のところに備蓄 倉庫というのがございますが、 こういうところでいろいろな 防 災 関係の物品は対応していくということでございます。

木島委員長

── ほかに何か御質問はございますでしょうか。

——— 報告事項 —

報告五 その他

木島委員長

学校運営課長

木島委員長学校運営課長

ほかに御質問がなければ、本日の日程で、「報告五 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。はい、どうぞ。

新 宿 区 の 幼 保 連 携 ・ 一 元 化 の 進 捗 状 況 に つ き ま し て 、 学 校 運 営 課 長 か ら 御 報 告 い た し ま す 。

はい、お願いします。

追加の説明で大変恐縮ですが、先ほどの報告四に関連してまいります、四谷の統合小学校における幼保一元化施設についてのお話をさせていただきたいと思います。

資料はそこに書いてございます。一枚めくっていただきまして、ソフトとして、これは愛日・中町の連携も含めた全体の理念ということで、大きく、抽象的な言葉でございますが、三つの言葉で整理させていただいています。幼稚園と保育園の両方の文化を融合させていただき、新たな価値を備えた子どもの育ちの環境をつくっていこうというのが、一つでございます。それから、子どもを真ん中に置きまして、保護者や地域の方々と保育者が手を携えて、子どもの幸せを実現しようというのが、二点目です。三点目は、子育ての大切さをみんなで認め合いまして、子どもと子育てをする家庭を地域で支援していこうと。この三つの理念を前提に考えているところです。

特にまた四谷の幼保一元化施設は、その下の目的のところで書いてございますが、ほと

んど同じようなことが書いてございますけれども、特にここは統合の小学校内に幼保一元化施設をつくるということですので、ゼロ歳から十二歳まで含めた一貫した保育と教育をやっていくというところが一つの特徴になっていこうかと思ってございます。

それから、ちょうど真ん中あたりから下でございますが、これは小学校と幼保一元化施設の両方のコンセプトを抱き合わせた形で、子どもさんにもわかるように平仮名で整理させていただいてございます。「地域全体で次世代を担う子どもたちの育ちを支える」ということで、大きく四つのキーワード、「であう」「つながる」「ひろがる」「のびる」ということで、そこに記載のようなことを想定して、これを前提に施設のハードの面での基本コンセプトということで、それにつなげております。

次のページを見ていただきます。これはちょっと裏と表を反対にとじておりまして、大変申しわけございません。その裏面の方を見ていただきたいと思います。先ほど申した四つのキーワードを前提に、それを落とし込んだ幼保一元化施設のコンセプトをこの四つにも整理させていただいているところです。復唱は避けますが、その下、網になっているところ、一番、保育と幼児教育の保障という部分、それから一たん戻っていただきまして、二番の子どもの育成を第一義的に担う家庭への支援と親のさらなる育ちへの支援という面、それから幼保小の三つの連携のメリットを生かすということ、安全性に十分配慮していくということ、それから管理運営、このあたりを十分踏まえた上で、設計に反映していただいてございます。

それから、下のゾーンの考え方については、乳児ゾーン、幼児ゾーン、地域ゾーン、交流ゾーン、管理ゾーン、それから園庭ということで、一定のゾーンを整理させていただき、 先ほど図面がございましたが、一階部分の下の方、西側、それから南側に配置させていた だいてございます。

メーンの幼保の正門は、西側の方から入る。この玄関を入りますと、ランチルーム。ここは多目的に使う。すみません、図面の方を見ていた図面に、一階部分左側でございますが、ちょっと薄いですが、ピンク色ということで、これが幼保一元化施設の部分ということで、ございます。西側の道路から入っていただくと、玄関・ピロティということで、それがらにいる会議にも使っていただこうというところです。それから一時保育。このあたりが乳児ゾーンという形でごそれから、下の方にいきますと、ゼロ歳から二歳、このあたりが乳児ゾーンという形でご

	ざいます。それからずっと右に行っていただいて、三歳、遊戯室、四歳、五歳の部屋ということで、ここを幼児ゾーンという形でゾーン別に分け、先ほどの四つのキーワードのも
	とに整理させていただいているところでございます。 そんなことで、入園されている園児の方の居場所でございますし、また地域として入っ
	てこられる保護者の方、またまだ未就園児で地域で交流なさる方、そういった人たちもあ わせてここの施設を有効活用していきたいということで整理させていただいてございます。
木島委員長	以上でございます。 今の報告五について、何か御質問がありましたら。 よろしいですか。
	それでは、報告事項は以上で終了といたします。
閉	会
木島委員長	本日の教育委員会は以上で閉会といたします。